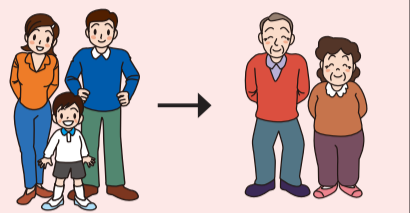


子育て世帯を応援！

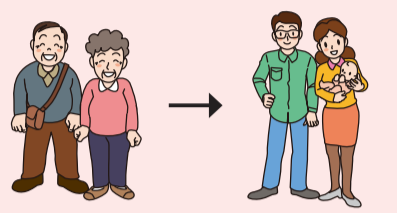
近居支援事業

を実施しています

清瀬市外に住む子育て世帯が、清瀬市内に住む親世帯と近居・同居



清瀬市外に住む親世帯が、清瀬市内に住む子育て世帯と近居・同居



または

引っ越し費用などを助成します！

清瀬市子育て世帯近居支援事業 概要

- 助成対象者** 市内へ転入する世帯であり、下記の条件をすべて満たす方
- ◆子育て世帯(小学校入学前の子どもがいる世帯・胎児含む)及び親世帯が区市町村税を滞納していない
 - ◆子育て世帯及び親世帯の世帯員が暴力団または暴力団密接関係者でない
 - ◆市内へ転入する世帯が住民となった日から起算して3年以上に渡り、市内に居住を継続する見込みである
 - ◆過去に助成を受けた世帯ではない
 - ◆現在市内に居住している世帯が清瀬市内に1年以上継続して居住している
- 助成対象費用** 引っ越し費用(引っ越し事業者などに支払う運送費用及びこれに付帯する荷造りなどのサービス費用)・不動産登記費用(不動産を登記するために要する登録免許税及び登記簿謄本代並びにこれに付帯する司法書士への報酬)。いずれも消費税含む
- 助成金額** 助成対象費用の2分の1(上限10万円)
- 申込み期限** 転入日(住民票異動日)から6か月以内
- 申込み方法** 右記「手続きの流れ」参照
- ※予算に限りがありますので、申請前にご確認ください。

子育て世帯にとって、おじいちゃん・おばあちゃんはこの上なく心強い子育てサポーターです。

市では、子育て世帯が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、小学校就学前の子どもがいる子育て世帯と親世帯が、市内で近居または同居するための引っ越し費用などの助成を行います。

問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎ 497・2093

手続きの流れ

清瀬市へ引っ越し・住民票を異動

助成金交付申込み

市役所本庁舎3階
まちづくり課にて手続き

○「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付申込書」(まちづくり課・市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、下記添付書類とともにまちづくり課へ提出してください。

- ①子育て世帯全員・親世帯全員の住民票の写し
- ②子育て世帯・親世帯の続柄が確認できる書類
- ③助成対象費用の領収書の写し
- ④母子健康手帳の写し(申込日以後に子育て世帯の母が出産予定の場合)
- ⑤在住世帯の市税調査同意書
- ⑥移転世帯の区市町村税の納税証明書(転入前のもの)
- ⑦口座振込依頼申請書(債権者登録用)
- ⑧その他市長が必要と認める書類

助成金の交付決定

○市から「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付(不交付)決定通知書」を送付します。
※不交付の場合は、助成金は交付されません。

助成金の請求

(交付の場合のみ)

市役所本庁舎3階
まちづくり課にて手続き

○「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付請求書」(まちづくり課・市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、まちづくり課へ提出してください。

助成金の交付

※指定の金融機関に振り込みます。

4月1日から改正行政不服審査法が施行されました

4月1日から改正行政不服審査法が施行されたことにより、不服申立制度の見直しが行われ、市民が不服申立制度をより軽便に活用できるようになりました。

—不服申立制度とは—

市民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するため、行政庁(清瀬市長など)の処分その他公権力の行使に当たる行為または行政庁の不作为(申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと)に関し不服がある場合に、市民などが直接市に対して不服の申立てをすることができる制度。
※不服申立てをすることができる処分を市が書面をもって行う場合は、原則的に不服申立てができる旨の記載(教示文)をしています。

今まで「異議申立て」と「審査請求」の大きく2つに分かれていた不服申立ての種類が、改正行政不服審査法では「審査請求」に一元化された他、不服申立期間(原則)が、60日から3か月に延長されました。

また、審理手続きの公平性・公正性を向上させるために、処分に関与していない職員が審理員として審理する「審理員制度」及び法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックする「第三者機関への諮問手続」が新たに導入されました。

市では、この第三者機関として、弁護士などの有識者5人で構成される「清瀬市行政不服審査会」を設置し、審査請求事件について審査会に意見を求め、この意見を考慮して最終的に審査請求の裁決(却下・棄却・認容)をすることとなります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。
問合せ 文書法制課文書法制係 ☎ 497・2031

先天性風しん症候群発生防止対策事業

予防接種費用の一部を助成します

風しんに対する十分な免疫を持たない女性が、妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児に先天性の心疾患、白内障、難聴などの疾患(先天性風しん症候群)が生じる恐れがあります。

予防接種や自然に患により、成人女性のうち多くは風疹に対する免疫を保持しています。この方たちへの予防接種は必要ないものと考えられている一方で、自身の予防接種履歴、り患歴を把握していない女性も多数いることが見込まれます。

そこで、風しんの免疫保有状況を確認するための抗体検査を行います。また、免疫が不十分な方への予防接種費用の一部を助成します。

対象者 市に住民登録のある19歳以上の女性で、①抗体検査

- ②妊娠を予定・ご希望の方(風しんワクチンの接種を2回以上受けている方・以前抗体検査を受けており、抗体価が確認できる方は対象外)
 - ③予防接種II抗体検査の結果が低抗体価である方
- 実施期間** 5月1日(日)～平成29年3月31日(金)
- 費用** ①無料、②千円
- 実施場所** 市内契約医療機関(要予約)
- ※医療機関一覧など、詳しくは市ホームページを参照。
- 申込み・問合せ** ①は電話で医療機関へ(検査時に健康保険証を持参)②は低抗体価であることが確認できる書類(妊婦健診風しんウイルス抗体検査記録や抗体検査結果など)を持参し、直接健康推進課健康推進係 ☎ 497・2075 へ

肺がん検診(前期)受診者募集

対象 市に住民登録のある40歳以上の方(昭和52年3月31日以前に生まれた方)。先着400人

日時 6月22日(水)～24日(金) 午前9時～午後1時30分(24日は午前9時からのみ)

場所 複十字病院(松山三丁目)

実施方法 胸部レントゲン(直接撮影)・喀痰検査

費用 胸部レントゲン撮影のみ500円、胸部レントゲン撮影及び喀痰検査千円(60歳以上の方は無料。その他の負担金関連制度については健康推進課まで)

※喀痰検査は次のいずれかにあてはまる方が対象。
①喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上(過去に喫煙し、現在は喫煙していない方も含む)である
②同居している家族のなかに

【はがき記入例】

| | |
|------------------|--|
| 〒204-8511 52円 | 肺がん検診申込み 住所 氏名(ふりがな) 生年月日 電話番号 受診希望日 喀痰検査の条件に該当し、喀痰検査を希望する 希望しない |
|------------------|--|

清瀬市 健康福祉部 健康推進課行

喫煙指数が600以上の方がいる(受動喫煙)

③最近6か月以内に血痰(ちぢたん)が出た

申込み・問合せ 5月1日から31日(消印有効)までに直接(土・日曜日、祝日を除く)またははがき(右記記入例参照)に必要事項を記入し、健康推進課健康推進係 ☎ 497・2075 へ(市ホームページからの電子申請でも受け付け可)

若年層の期日前投票 立会人を募集します

7月10日(日)に執行が想定される参議院議員選挙の期日前投票における投票立会人を募集します。

対象 市内在住で18歳から20歳代の方

日時 6月24日(金)～7月9日(土) 午前8時15分～午後8時15分

場所 健康センター他

※選挙期日が未定のため日時が変更となる場合があります。詳しくは市ホームページ参照。

申込み・問合せ 選挙管理委員会事務局にある(市ホームページからもダウンロード可)応募用紙に必要事項を記入し、5月13日午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)に直接同事務局 ☎ 497・2561 へ